

貝塚市浸水対策条例施行規則をここに公布する。

令和7年12月16日

貝塚市長

貝塚市規則第36号

貝塚市浸水対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、貝塚市浸水対策条例（令和 年貝塚市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(一) 開発行為等とみなす場合

第3条 一団の土地（一体的な利用がなされていた土地及び同一の者が所有していた土地をいう。以下この条において同じ。）又は隣接し、若しくは近接する土地において、同時に又は引き続いで行う開発行為等であって、全体として一体的な土地の利用をし、又は一体的な土地の利用が明らかに見込まれるものについては、一の開発行為等とみなして、条例及びこの規則の規定を適用する。ただし、一団の土地又は隣接し、若しくは近接する土地において先に行われた開発行為等（以下この条において「先行する開発行為等」という。）に係る次の各号に掲げる日のいずれか早い日から起算して6月を経過した日以後に、当該先行する開発行為等に係る土地と一団の土地を形成する土地又は隣接し、若しくは近接する土地において、開発行為等を行う場合は、この限りでない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による公告の日

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付日

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第17条第2項の検査済証又は同条第5項の確認済証の交付日

(4) 駐車場（条例第2条第6号エに規定する駐車場をいう。）の設置に係る工事が完了した日（事前協議を要する開発行為等の規模）

第4条 条例第6条第1項の規則で定める規模は、開発行為等を行う区域の面積が2,000平方メートル（当該区域における周辺環境等を勘案し、市長が協議の必要があると認める場合は、この限りでない。）以上のものとする。

(事前協議を要しない開発行為等)

第5条 条例第6条第1項第1号の規則で定める開発行為等は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第22条各号に掲げる開発行為

(2) 建築基準法第6条第2項又は第85条第2項の規定により同法第6条第1項の規定の適用を受けない建築物の建築等

(3) 一時的に使用する目的で行う土地の舗装であって、使用後に原状に復するもの

(勧告及び命令の形式)

第6条 条例第9条及び第10条の規定による勧告及び命令は、それぞれ文書により行うものとする

。

(公表の方法)

第7条 条例第11条第1項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他市長が適當と認める方法により行うものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。